

# 公益財団法人

## 石巻地域高等教育事業団

【平成 24 年度】

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 損益計算書又は正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) キャッシュ・フロー計算書
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書

# 財団法人石巻地域高等教育事業団寄附行為

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、財団法人石巻地域高等教育事業団（以下「事業団」という。）という。

### (事務所)

第2条 事業団は、事務所を宮城県石巻市穀町14番1号に置く。

### (目 的)

第3条 事業団は、地域社会における教育文化の振興発展を図るため必要な事業を行うとともに、学習機会の拡充と均衡を保つために学園都市の整備事業を促進し、もって、地域における教育文化の向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 事業団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域における教育文化の振興に関する事業
- (2) 大学等の協力による市民講座等の開催に関する事業
- (3) 高等教育機関の誘致に伴う条件整備に関する事業
- (4) 高等教育機関の振興育成に関する事業
- (5) 奨学金の貸与に関する事業
- (6) その他目的達成に必要な事業

## 第2章 資産、事業計画等

### (資産の構成)

第5条 事業団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (資産の種別)

第6条 事業団の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 事業団の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 事業団の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

### (基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、宮城県教育委員会の承認を得て、これを処分することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事会の定める方法により理事長がこれを管理する。

2 基本財産のうち、現金は、信用ある金融機関又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債、公債その他換価が容易かつ確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 事業団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 事業団の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第12条 事業団の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2月以内に理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第13条 事業団が借入をしようとするときは、当該年度内に償還する一時の借入金を除き、理事会の議決を経て、かつ、宮城県教育委員会の承認を得なければならない。

### 第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第14条 事業団に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以内

(2) 監事 2名

2 前項に規定する理事のうちから理事長、副理事長及び専務理事各1名を置く。

3 理事長は、石巻市長の職にある者をもって充てる。

4 副理事長は、東松島市長又は女川町長の職にある者のうちから理事会において選任する。

5 専務理事は、理事のうちから理事長が指名する者を充てる。ただし、理事長及び副理事長の職にある者を除く。

6 石巻市長、東松島市長及び女川町長を除く理事及び監事は、評議員会において選任

する。

7 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、事業団を代表し、業務を総轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 専務理事は、理事長の命を受けて業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、民法（明治29年法律第89号）第59条の職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員現在数の4分の3以上の同意を得て、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

(3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項第2号又は第3号の規定に該当して役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第17条の2 役員には、報酬を与えることができる。

2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、評議員会の議決により別に定める。

(評議員)

第17条の3 事業団に、評議員を置くこととし、その数は、10人以内とする。

2 評議員は理事会において選任する。

3 評議員は役員を兼ねることができない。

4 評議員には、第16条、第17条及び第17条の2の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、第17条及び第17条の2中「評議員会」とあるのは「理事会」と、第17条中「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第17条の4 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行う。

(事務局)

第18条 事業団の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。

#### 第4章 会議

##### (会議の種別)

第19条 事業団の会議は、理事会及び評議員会とする。

##### (会議の機能)

第20条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、事業団の運営に関する重要事項を議決する。

2 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要事項を審議するとともに、必要に応じてこの法人に関する重要事項に関し、理事長に建議することができる。

3 理事会において、第7条、第11条から第13条まで、第27条及び第28条に掲げる事項を議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

##### (会議の開催)

第21条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

2 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 評議員の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

##### (会議の招集)

第22条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号の場合には請求の日から10日以内に理事会を、同条第2項第2号及び第3号の場合には、請求の日から10日以内に評議員会を招集しなければならない。

3 会議を招集するときは、構成員に対し、あらかじめ文書をもって会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を通知しなければならない。

##### (会議の議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員において、出席した評議員のうちから選任する。

##### (会議の定足数)

第24条 会議は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

##### (会議の議決)



第25条 会議の議決は、この寄附行為に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条、前項及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名、評議員会にあってはその評議員会に出席した評議員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、理事会にあってはその理事会に出席した理事のうちから、評議員会にあってはその評議員会に出席した評議員のうちから、当該会議において選出された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

## 第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第27条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得て、かつ、宮城県教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第28条 事業団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得て、かつ、宮城県教育委員会の承認があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経て、かつ、宮城県教育委員会の許可を得て、関係地方公共団体に寄附する。

## 第6章 雑 則

(書類及び帳簿の備附)

第29条 事業団の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録

- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 会議の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第6号の書類は永年、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(委任)

第30条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、宮城県教育委員会の許可のあった日から施行する。
- 2 事業団の設立当初の役員は、第14条第5項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず昭和62年3月31日までとする。
- 3 事業団の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず設立の許可のあった日から昭和61年3月31日までとする。
- 4 前項の事業計画及び予算は、第11条第1項の規定にかかわらず設立準備会の定めるところによる。

附 則

この寄附行為は、宮城県教育委員会の認可のあった日から施行し、昭和63年7月2日から適用する。

附 則

この寄附行為は、宮城県教育委員会の認可のあった日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、宮城県教育委員会の認可のあった日から施行し、平成15年8月12日から適用する。

附 則

この寄附行為は、宮城県教育委員会の認可のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、宮城県教育委員会の認可のあった日から施行し、平成22年3月23日から適用する。

## 第2 庶務の概要

### 1 役員に関する事項

#### 平成24年度末現在役員等

役名	氏名	就任年月日	担当職務	職業	備考
理事	亀山 紘	H21. 4. 29	理事長	市長	
理事	阿部 秀保	H17. 5. 30	副理事長	市長	
理事	北村 悦朗	H22. 3. 29	専務理事	副市長	
理事	須田 善明	H23. 11. 13		町長	
理事	阿部 和芳	H25. 2. 19		市議会議長	出席報酬
理事	浅野 亨	H17. 3. 17		団体役員	出席報酬
理事	伊藤 隆敏	H25. 2. 19		団体役員	
理事	今井 多貴子	H23. 9. 6		市教育委員	出席報酬
理事	若菜 寿子	H17. 5. 30		司法書士	出席報酬
監事	石川 壽一	H23. 11. 28		団体役員	出席報酬
監事	高橋 猛	H25. 2. 15		団体役員	出席報酬
評議員	境 直彦	H23. 8. 29		市教育長	
評議員	工藤 昌明	H25. 3. 8		市教育長	
評議員	村上 善司	H24. 5. 9		町教育長	
評議員	今野 久男	H18. 4. 1		団体職員	
評議員	浅野 勝則	H23. 5. 27		市教育委員	出席報酬
評議員	高橋 壽枝	H18. 4. 1		元市教育委員	出席報酬
評議員	森 聡子	H18. 4. 1		元市教育委員会指導主事	出席報酬
評議員	佐藤 公美	H18. 4. 1		前市教育委員	出席報酬

### 2 職員に関する事項

#### 平成24年度末現在

役職名	氏名	採用年月日	担当職務	備考
事務局長	阿部 明夫	H23. 7. 1	事務全般	
事務局次長	水沼 顯徳	H23. 7. 1	事務全般	
事務局員	安倍 秀一	H24. 4. 1	事務全般	
事務局員	大内 重義	H24. 11. 16	事務全般	
事務局員	及川 晴彦	H24. 4. 1	事務全般	
事務局員	吉田 秀樹	H24. 4. 1	事務全般	
事務局員	若山 俊弘	H24. 4. 1	事務全般	
事務局員	高橋 進一	H22. 4. 1	事務全般	
事務局員	阿部 洋史	H24. 4. 1	事務全般	



## 第1号議案 平成24年度事業報告について

平成24年度の事業状況及び概要について、次のとおり報告し、承認を求める。

平成25年5月23日

公益財団法人石巻地域高等教育事業団

理事長 亀山 紘

### 第1 事業の概要

#### 1 地域における教育文化の振興に関する事業及び大学等の協力による市民講座等の開催に関する事業

寄付行為第4条第1号及び第2号に掲げる事業は、次のとおり実施した。

##### (1) 平成24年度みやぎ県民大学「石巻専修大学開放講座」の共催

- ① 日 時 平成24年6月7日から7月26日までの期間で全8回  
毎週木曜日 午後7時～午後8時30分
- ② 会 場 石巻専修大学4号館 1階 4101教室
- ③ 事業費 150,000円
- ④ 内 容 統一テーマ『教育を考える～震災から学んだこと～』
- ⑤ 事業主体 主催：宮城県教育委員会 共催：財団法人石巻地域高等教育事業団
- ⑥ 受講者数 97人
- ⑦ 事業効果 大学の持つ人的、物的教育資源を地域社会に開放するとともに、高齢化、国際化、情報化の進展する社会情勢の中にあつて、自己実現や生きがいの追求などに資する学習機会を提供することにより、圏域住民の多様な学習意欲の充足が図られた。

#### 2 高等教育機関の振興育成に関する事業

寄付行為第4条第4号に掲げる事業は、次のとおり実施した。

##### (1) 地域研究助成事業

- ① 助成金交付日 平成24年9月27日
- ② 助成対象研究課題及び研究代表者  
・「三陸沿岸に水揚げされる一般大衆魚類の価値形成のための基礎的検討」  
石巻専修大学 理工学部准教授 鈴木 英勝 氏 ほか2名
- ③ 事業費 1,000,000円
- ④ 事業効果 石巻専修大学が行う地域研究に対し、助成金を交付することにより、高等教育機関の育成振興と石巻地域の文化・学術振興が図られた。

### 3 奨学金の貸与に関する事業

寄付行為第4条第5号に掲げる事業は、次のとおり実施した。

#### (1) 奨学金貸与事業

- ① 奨学生決定者数 9人(10人決定し1人辞退)
- ② 貸与総額 12,000,000円  
〔内訳 理工学部新入学生 5人 各1,600,000円  
経営学部新入学生 1人 1,200,000円  
人間学部新入学生 1人 1,000,000円  
経営学部在学学生 2人 各900,000円〕
- ③ 事業効果 圏域に居住し、石巻専修大学に入学または在学する経済的に困難な者を対象に奨学金を貸与することにより、学習機会の拡大と将来を担う有能な人材の育成が図られる。
- ④ その他 奨学生選考委員会において、奨学生として10人を決定したが、その後、本人からの申し出により1人が辞退した。

### 4 その他目的達成に必要な事業

寄付行為第4条第6号に掲げる事業は、次のとおり実施した。

#### (1) 平成24年度石巻専修大学と圏域首長等懇談会

- ① 日時 平成25年2月1日(金) 午前10時～午前11時5分
- ② 会場 石巻専修大学 本館2階 会議室1
- ③ 事業効果 石巻専修大学と圏域首長等懇談会を実施することで、相互の交流が促進され、圏域内における行政と大学との協力体制が強化された。

#### (2) 平成24年度石巻専修大学と圏域高等学校との懇談会

- ① 日時 平成25年1月29日(火) 午後2時～午後3時15分
- ② 会場 石巻専修大学 本館2階 会議室1
- ③ 事業効果 圏域高等学校と石巻専修大学との意見交換等の交流を行い、地域の教育文化の振興に向け、高等学校と大学との相互理解及び親睦を深めた。

#### (3) 石巻専修大学生顕彰事業

- ① 日時 平成25年2月22日(金) 午後1時30分
- ② 会場 石巻専修大学 森口記念館
- ③ 事業費 20,000円(副賞:商品券)
- ④ 表彰者 《団体》石鳳祭実行委員会  
本年度は、東日本大震災に関する復興イベントの参加、募金活動などに意欲的に取り組んだ学生が選考された。
- ⑤ 事業効果 ボランティア活動など地域と学生の心豊かな交流及び文化・学術振興が図られる顕著な活動を実践した石巻専修大学学生に対し、表彰を行い、交流及び文化・学術振興の更なる促進を図った。

### 3 役員会等に関する事項

#### (1) 理事会

開会月日	議 事 事 項	会議の結果
第1回理事会 (H24.5.9)	第1号議案 平成23年度事業報告について 第2号議案 平成23年度収支決算について 第3号議案 評議員の選任(案)について 第4号議案 公益認定申請に伴う定款の変更(案)の修正について 第5号議案 公益認定申請に伴う諸規程の承認について 第6号議案 公益認定申請に伴う申請書類等提出資料の承認について	可決 可決 可決 可決 可決 可決
第2回理事会 (H25.1.21) 書面開催	第1号議案 公益認定申請に伴う諸規程の承認について (1) 公益財団法人石巻地域高等教育事業団奨学金貸与規則(案) (2) 公益財団法人石巻地域高等教育事業団奨学生選考委員会規則(案) (3) 公益財団法人石巻地域高等教育事業団地域研究費助成事務要領(案) (4) 公益財団法人石巻地域高等教育事業団学生表彰規程(案)	可決 可決 可決 可決
第3回理事会 (H25.3.8) 書面開催	第1号議案 評議員の選任(案)について 第2号議案 財団法人石巻地域高等教育事業団奨学金貸与規則の一部改正(案)について	可決 可決
第4回理事会 (H25.3.28)	第1号報告 最初の評議員の変更について 第2号報告 公益財団法人への移行認可について 第1号議案 平成25年度事業計画(案)について 第2号議案 平成25年度収支予算(案)について 第3号議案 公益認定申請に伴う定款の変更(案)の修正について	可決 可決 可決

(2) 評議員会

開会月日	議 事 事 項	会議の結果
第1回評議員会 (H24.5.8)	第1号議案 平成23年度事業報告について 第2号議案 平成23年度収支決算について 第3号議案 公益認定申請に伴う定款の変更(案)の修正について 第4号議案 公益認定申請に伴う諸規程の承認について 第5号議案 公益認定申請に伴う申請書類等提出資料の承認について	可決 可決 可決 可決 可決
第2回評議員会 (H24.12.26) 書面開催	第1号議案 公益認定申請に伴う諸規程の承認について (1) 公益財団法人石巻地域高等教育事業団奨学金貸与規則(案) (2) 公益財団法人石巻地域高等教育事業団奨学生選考委員会規則(案) (3) 公益財団法人石巻地域高等教育事業団地域研究費助成事務要領(案) (4) 公益財団法人石巻地域高等教育事業団学生表彰規程(案)	可決 可決 可決 可決
第3回評議員会 (H25.2.15) 書面開催	第1号議案 役員の選任(案)について 第2号議案 財団法人石巻地域高等教育事業団奨学金貸与規則の一部改正(案)について	可決 可決
第4回評議員会 (H25.3.27)	第1号報告 最初の評議員の変更について 第2号報告 公益財団法人への移行認可について 第1号議案 平成25年度事業計画(案)について 第2号議案 平成25年度収支予算(案)について 第3号議案 公益認定申請に伴う定款の変更(案)の修正について	可決 可決 可決



正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで〔第28年度〕

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	差 異
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	15,456	22,056	△ 6,600
② 雑収益			0
受取利息	26,267	48,267	△ 22,000
助成金返還金	0	200,000	△ 200,000
【経常収益計】	41,723	270,323	△ 228,600
(2) 経常費用			
① 事業費			
委員報酬	19,000	57,000	△ 38,000
旅費交通費	1,480	1,480	0
通信運搬費	12,600	12,100	500
消耗品費	21,207	62,822	△ 41,615
助成金	1,000,000	1,000,000	0
補助金	150,000	62,500	87,500
支払い手数料	6,720	5,775	945
事業費計	1,211,007	1,201,677	9,330
② 管理費			
役員報酬	114,000	294,500	△ 180,500
旅費交通費	5,338	12,254	△ 6,916
通信運搬費	15,500	5,640	9,860
報償費	0	20,000	△ 20,000
消耗品費	6,300	0	6,300
雑費	23,580	7,350	16,230
管理費計	164,718	339,744	△ 175,026
【経常費用計】	1,375,725	1,541,421	△ 165,696
当期経常増減額	△ 1,334,002	△ 1,271,098	△ 62,904
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用			
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△ 1,334,002	△ 1,271,098	△ 62,904
【一般正味財産期首残高】	148,760,802	150,031,900	△ 1,271,098
【一般正味財産期末残高】	147,426,800	148,760,802	△ 1,334,002
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	147,426,800	148,760,802	△ 1,334,002



貸借対照表

平成25年3月31日現在[第28年度]

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	695,470	765,402	△ 69,932
流動資産合計	695,470	765,402	△ 69,932
2. 固定資産			0
(1) 基本財産			0
基本財産特定預金	50,000,000	50,000,000	0
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0
(2) 特定資産			0
奨学金貸与資金特定預金	52,706,000	62,533,000	△ 9,827,000
特定資金合計	52,706,000	62,533,000	△ 9,827,000
(3) その他固定資産			0
奨学金貸付金	44,040,000	35,480,000	8,560,000
その他固定資産合計	44,040,000	35,480,000	8,560,000
固定資産合計	146,746,000	148,013,000	△ 1,267,000
<b>資産合計</b>	<b>147,441,470</b>	<b>148,778,402</b>	<b>△ 1,336,932</b>
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
預り金	14,670	17,600	△ 2,930
流動負債合計	14,670	17,600	△ 2,930
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
<b>負債合計</b>	<b>14,670</b>	<b>17,600</b>	<b>△ 2,930</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	147,426,800	148,760,802	△ 1,334,002
(うち基本財産への充当額)	50,000,000	50,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	52,706,000	62,533,000	△ 9,827,000
<b>正味財産合計</b>	<b>147,426,800</b>	<b>148,760,802</b>	<b>△ 1,334,002</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>147,441,470</b>	<b>148,778,402</b>	<b>△ 1,336,932</b>

## 収支計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで〔第28年度〕

(単位：円)

科 目	予算額(A)	決算額 (B)	差 異 (B-A)	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
1 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	15,000	15,456	456	
② 奨学金貸付金元金収入	3,340,000	3,440,000	100,000	
③ 雑収入	26,000	26,267	267	
【事業活動収入合計】	3,381,000	3,481,723	100,723	
2 事業活動支出				
① 事業費支出	17,415,000	13,211,007	△ 4,203,993	
② 管理費支出	440,000	164,718	△ 275,282	
【事業活動支出合計】	17,855,000	13,375,725	△ 4,479,275	
【事業活動収支差額】	△ 14,474,000	△ 9,894,002	4,579,998	
<b>II 投資活動収支の部</b>				
1 投資活動収入				
① 特定預金取崩収入	17,267,000	13,267,000	△ 4,000,000	
【投資活動収入合計】	17,267,000	13,267,000	△ 4,000,000	
2 投資活動支出				
① 特定預金取得支出	3,340,000	3,440,000	100,000	
【投資活動支出合計】	3,340,000	3,440,000	100,000	
【投資活動収支差額】	13,927,000	9,827,000	△ 4,100,000	
<b>III 財務活動収支の部</b>				
1 財務活動収入				
【財務活動収入合計】	0	0	0	
2 財務活動支出				
【財務活動支出合計】	0	0	0	
【財務活動収支差額】	0	0	0	
<b>IV 予備費支出</b>	200,000	0	△ 200,000	
【当期収支差額】	△ 547,000	△ 67,002	479,998	
【前期繰越収支差額】	747,000	747,802	802	
【次期繰越収支差額】	200,000	680,800	480,800	

## 財産目録

平成25年3月31日現在[第28年度]

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的	金額
(流動資産)				
	普通預金	七十七銀行石巻支店	運転資金として	695,470
流動資産合計				695,470
(固定資産)				
基本財産	定期預金	石巻信用金庫本店	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源としている。	10,000,000
		石巻商工信用金庫本店	"	10,000,000
		北日本銀行石巻支店	"	10,000,000
		仙台銀行石巻支店	"	10,000,000
		七十七銀行石巻支店	"	10,000,000
基本財産合計				50,000,000
特定資産	定期預金	東北労働金庫石巻支店	一部公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業及び法人会計の財源としている。	10,000,000
		東北銀行石巻支店	"	10,000,000
		いしのまき農業協同組合石巻支店	"	10,000,000
		岩手銀行石巻支店	"	10,000,000
		七十七銀行石巻支店	"	11,313,000
		七十七銀行石巻支店	"	1,393,000
貸与奨学金			貸与奨学金の累計額	44,040,000
固定資産合計額				146,746,000
<b>【資産合計】</b>				<b>147,441,470</b>
(流動負債)				
	その他の流動負債		役員等の源泉所得額	14,670
流動負債合計				14,670
<b>【負債合計】</b>				<b>14,670</b>
<b>【正味財産合計】</b>				<b>147,426,800</b>

## 平成24年度事業計画

- 1 教育文化の振興事業（寄付行為第4条第1号）

各種団体が実施する音楽会、講演会等を共催し開催する。

また、ボランティア活動など特に顕著な活動を実施した石巻専修大学生を表彰することにより、地域と学生の心豊かな交流を推進するため、石巻専修大学学生顕彰事業を行う。
- 2 石巻専修大学開放講座（寄付行為第4条第2号）

大学の持つ人的、物的教育資源を地域社会に解放するとともに、自己実現や生きがいの追及などに資する学習機会を提供し、地域の教育文化の振興を図ることを目的に、石巻専修大学及び宮城県教育委員会と共催で「石巻専修大学開放講座」を実施する。
- 3 地域研究費助成事業（寄付行為第4条第4号）

石巻地域における文化・芸術の振興を図るため、石巻専修大学教職員が行う石巻地域に係る経済・社会・文化に関する学術研究及び産業・文化の振興に寄与する研究に対し助成を行う。
- 4 奨学金貸与事業（寄付行為第4条第5号）

能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対して奨学金を貸与し、もって有能な人材を育成することを目的に奨学金貸与事業を行う。

特に、東日本大震災の影響により奨学生志願者の増加が見込まれるため、引き続き緊急措置として奨学生貸与人数枠の増員を図る。

また、奨学生がより利用しやすいように事業の見直し検討を行う。
- 5 「石巻地域産学官交流大会」及び「石巻専修大学と圏域首長・議長懇談会」（寄付行為第4条第6号）

圏域の自治体及び事業所等と石巻専修大学との交流を促進し、圏域内における産学官の協力体制を確立するため、「石巻地域産学官交流大会」及び「石巻専修大学と圏域首長・議長懇談会」を実施する。
- 6 圏域高等学校と石巻専修大学の交流事業（寄付行為第4条第6号）

地域の教育文化の振興に向け、圏域高等学校と石巻専修大学との相互理解を深めることを目的に意見交換等の交流事業を行う。